

# 船舶事故調査報告書

平成30年2月21日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	平成29年8月26日 16時45分ごろ
発生場所	和歌山県湯浅湾 唐尾港北防波堤灯台から真方位249° 1,550m付近 (概位 北緯34° 00.1′ 東経135° 07.7′)
事故の概要	プレジャーボート <sup>ケイ ティー エム</sup> K.T.Mは、南東進中、定置網に乗り揚げた。
事故調査の経過	平成29年10月4日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート K.T.M、5トン未満（長さ6.59m）
船舶番号、船舶所有者等	250-45947和歌山、株式会社三愛エステート
乗組員等に関する情報	船長、一級小型
負傷者	なし
損傷	本船 なし 定置網 垣網の一部に破損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、知人9人を乗せ、クルージングの目的で、湯浅湾を約30ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で北東進していた。</p> <p>本船は、船長が、船首方の海面に定置網を認め、約15ノットに減速するとともに右舵を取って定置網を避け、陸岸寄りに針路を転じて定置網から離れて南東進した。</p> <p>本船は、船長が、航行の支障となる障害物はないものと思い、右舷方の海岸近くの建物を見ていたところ、突然停止した。</p> <p>船長は、約10m間隔で設置された黄色又は黒色のブイ及び海面下に漁網を認め、本船が定置網の垣網に乗り揚げたことを知った。</p> <p>本船の喫水は、船首約0.8m、船尾約1.3mであった。</p>
分析	本船は、湯浅湾を南東進中、船長が、海岸近くの建物を見ていて海面付近の見張りを適切に行っていなかったことから、定置網の存在を示すブイに気付かず、定置網に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、湯浅湾を南東進中、船長が、海面付近の見張りを適切に行っていなかったため、定置網の存在を示すブイに気付かず、定置網に乗り揚げたものと考えられる。
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・定置網の近くを航行する際は、海面付近をよく見るなど、常時適</li> </ul>

	切な見張りを行うこと。
--	-------------